# 監理技術者の兼務に関するQ&A

#### Q1 監理技術者補佐に必要な資格について教えてほしい。

必要な資格は、次のいずれかです。

- ① 主任技術者の資格を有する者のうち1級の技術検定の第一次検定に合格した者(1級施工管理技士補 ※令和3年4月施行)
- ② 1級施工管理技士相当により監理技術者の資格を有する者

### Q2 特記仕様書を添付する対象工事の金額はいくらか。

原則として、設計額(税込)1億円以上3億円未満の工事において、特記仕様書を添付します。 上記金額未満の工事においても、下請額が4千5百万円(建築一式は7千万円)以上となる可能性が高い場合は、特記仕様書を添付してください。

#### Q3 契約済みの工事も兼務が認められるか。

対象の基準を満たす契約済み工事においては、「兼務に関する取扱い」について適用する旨を発注 者から受注者へ打合せ簿等で指示することにより認められます。

受注者は兼務したい時、兼務の意思を(口頭も可)発注者へ示し、発注者は速やかに対応してください。

#### Q4 2件とも契約済みの工事の場合は対象になるか。

契約済み工事同士の場合は、一方の監理技術者の変更が必要になることから、発注者が真にやむを得ない場合などのときに監理技術者の途中交代を認めた場合にのみ可能となります。

# Q5 当初設計額(税込)が3億円未満の工事で兼務を認められたが、設計変更で3億円以上になった場合は、兼務を解消しなければならないか。

兼務が認められた工事については、その後、設計変更等で対象金額以上となった場合においても、 そのまま兼務が認められます。

# Q6 監理技術者でなく専任の主任技術者の時、兼務は認められるか。

どちらかでも主任技術者の場合は、兼務は認められません。 (建設業法上、監理技術者について定められたものであること。)

# Q7 岩手県と異なる兼務基準を持つ他発注機関の工事と兼務できるか。

本県と異なる兼務基準を持つ他発注機関であっても、その発注機関が兼務を認めた工事と本県の兼務を認めた工事について、兼務を認めます。

#### Q8 民間工事との兼務は認められますか。

公共工事に限ります。